

第3期野洲市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） 及び第4期野洲市特定健康診査等実施計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

第3期野洲市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期野洲市特定健康診査等実施計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、野洲市における国民健康保険被保険者の健康の保持及び増進並びに医療費の適正化を図るため、医療費、疾病、特定健康診査等のデータを活用し、第2期野洲市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期野洲市特定健康診査等実施計画（以下「今期計画」という。）の評価を行うとともに、当該データの分析結果に基づき、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第3期野洲市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期野洲市特定健康診査等実施計画（以下「次期計画」という。）案を作成する。

3. 委託業務の期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4. 準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の関係法令及び国、県の指針に基づくものとする。

5. 委託業務の内容

(1) データの分析

受託者は、保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き、特定健康診査等実施計画作成の手引き、関連する指針、ガイドライン等（これらの改定があった場合は、改定後の内容による。以下同じ。）に基づき、市が提供するデータの分析（今期計画の評価及び健康課題の抽出を含む。以下同じ。）を行うこと。

ア 提供予定のデータ

① 電子レセプトデータ

平成30年度～令和4年度（5ヶ年度分）②、③においても同じ。

・医科・DPC・調剤

② 特定健康診査及び特定保健指導データ（FKAC131、FKAC163、FKAC164及びFKAC165）

③ 国保データベース（KDB）システム帳票データ

④ 被保険者データ（国保総合システム特定健診等被保険者データ）

⑤ その他受託者の分析に必要なデータで、市が保有するもの

イ 分析する項目

① 被保険者の現状

② 平均寿命及び平均自立期間

③ 死因の比較

- ④ 医療費の推移
- ⑤ 疾病別医療費の構成とその推移
- ⑥ 生活習慣病に係る医療費の状況
- ⑦ 新生物（がん等）疾患に係る医療費の状況
- ⑧ 特定健康診査及び特定保健指導の実施状況
- ⑨ 肥満者の状況
- ⑩ 喫煙者の状況
- ⑪ 生活習慣病リスクの状況
- ⑫ 人工透析患者の状況
- ⑬ 高齢者特有の疾病等の状況
- ⑭ 介護の状況
- ⑮ 後発医薬品の使用状況
- ⑯ 重複受診及び頻回受診の状況
- ⑰ 重複多剤服薬の状況
- ⑱ 日常生活圏域別の比較
- ⑲ その他被保険者の健康の保持及び増進並びに医療費の適正化に資するもの

(2) 次期計画案の作成

上記(1)の分析結果を基に医学的な観点により分析結果を考察し、前期計画の評価を通じて、第4期特定健康診査等実施計画の素案を作成する。

なお、作成にあたっては、保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き及び特定健康診査等実施計画作成の手引きに記載の項目を盛り込むこと。

(3) 会議運営支援

野洲市国民健康保険運営協議会や、学識経験者等からなるデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画策定会議の意見を踏まえて策定する。これらの会議への出席及び庁内会議の運営支援を行う。

ア 次の会議及び事前打合せ等に担当者を出席させ、検討の推移を把握する。

また、必要に応じて会議での資料説明及び質疑応答の支援を行う。

- ① 野洲市国民健康保険運営協議会（2回程度、令和5年8月、令和6年1月）
- ② データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画策定会議（おおむね3回程度）

イ 市ホームページ、市広報等にて公開する資料の作成

策定計画等をホームページで公開するための資料（PDF等）を作成し、提出すること。

7. 納期及び納品場所

成果品は次の媒体によるものとし、電子データはマイクロソフトワード、エクセル又はパワーポイントにより作成すること。

- ① 紙媒体
 - 次期計画書案（A4版・単色両面刷り・50頁程度・レザック表紙） 5部
 - 次期計画書概要版（A4版・カラー両面刷り・2頁程度） 5部
- ② 電子媒体

次期計画書案及び同概要の電子データを収納したCD-R等 2式

③ 納期及び納品場所

納入期限は、令和6年3月31日とする。

また、成果品の納入場所は、野洲市健康福祉部保険年金課の事務所とする。

8. 個人情報保護及び情報セキュリティ対策

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律等の関係法令並びに市の定める野洲市個人情報の保護に関する法律施行条例及び野洲市の情報の保護と安全に関する規則等を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

ア データの授受

市が提供するデータの引渡し場所は、健康福祉部保険年金課とし、個人情報を含む電子媒体及び紙媒体の授受は、書面により市及び受託者が相互に確認すること。

イ データの運搬

個人情報を含む紙媒体及び電子媒体を移送する場合は、物理的損傷や紛失から保護するために、鍵付きケース等に格納して目的地へ直行すること。

また、電子媒体については、暗号化又はパスワードの設定を行う等の保護措置を講じること。

ウ データの返還又は廃棄

市が提供したデータは、本業務の遂行上不要となった時点で速やかに返還し、又は復元が不可能な方法で廃棄すること。当該データを廃棄した場合は、受託者は市に対し書面により廃棄記録を提出すること。

9. 成果品の帰属

受託業務における提供資料、成果品、その他関係書類等は、すべて野洲市に帰属するものであり、受託者は、野洲市の許可なくこれを外部に提供等してはならない。

10. 契約不適合責任

本契約が完了し、成果物が納入された後、契約目的物が種類又は品質に関して、契約の内容に適合しない場合、受託者の責任において、これを訂正すること。

11. 支払方法

履行検査確認後、受託者からの請求により一括で支払う。

12. その他

受託者は、業務遂行に当たって野洲市と密接な連絡を取りながら業務を遂行するものとし、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、野洲市と受託者が協議の上、決するものとする。